『自分のごみ』残されていませんか？

『自分のごみ』残されていませんか？

適正な分別ができていないごみは、収集できません。ごみが残されてしまうと衛生上にも良くないですし、ごみステーション等では、ごみを入れる場所がなくなってしまい、適正な分別を行なっている方の迷惑にもなります。

自分のごみが残されたときは、速やかに再分別してから出すようお願いします。

★以下の分別について、気をつけましょう！

○乾電池 → 危険ごみ　○タバコの吸殻 → 燃えないごみ
○衣類 → 燃えないごみ　○紙おむつ → 燃えないごみ
○生ごみ → 指定の紙袋へ（※燃えるごみや燃えないごみの袋に入れないでください）

ごみの出し方 ～ごみを出す前にもう一度確認しましょう！～

○処分する前にもう一度「不用品」か「資源」か考えましょう。
○生ごみはたい肥になります。水分をよく切りましょう。
○決められた方法によって分別してから出しましょう。
○ごみを出す日、ごみの出す場所を守りましょう。
○ごみステーションは使用者全員で管理しましょう。

浄化槽を適正にお使いいただくために

浄化槽を設置している方は、浄化槽**「保守点検業者」による４ヵ月に１回以上の保守点検と浄化槽「清掃業者」による年１回以上の清掃**が義務付けられています。

また、その保守点検や清掃が適正に行われているかを確認するため、**北海道の指定検査機関（財団法人北海道浄化槽協会）による年１回の法定検査**を受けなければならず、これらの点検・清掃・検査の義務を怠ると罰則の適用があります。

当町で許可している浄化槽清掃業の許可業者は次のとおりです。

なお、保守点検業者につきましては、北海道知事の許可を受け登録されている業者であれば町内外を問わず依頼することができます。

許可業者	電話番号
㈱アクセプト	59－1215
㈲小平清掃公社	56－2740